

新市の事務所の位置 検討小委員会

第1回資料

日時：平成14年11月22日（金）

場所：東予市総合福祉センター2階

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第 1 回新市の事務所の位置検討小委員会 会 議 次 第

日時：平成14年11月22日（金）

午後3時30分～

場所：東予市総合福祉センター2階

1. 開会
2. 委員長及び副委員長の選任について
3. 議事
 - (1) 報告事項
 - ①新市の事務所の位置検討小委員会の役割について
 - ②事務所の事務の方式について
 - ③新市の事務所の位置検討に当たっての留意事項について
 - (2) 審議事項
 - ①今後のスケジュールについて
4. その他
 - (1) 第2回小委員会の開催日程について
5. 閉会

2. 委員長及び副委員長の選任について

新市の事務所の位置検討小委員会の委員長及び副委員長は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会規程第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により定める。

委員長

副委員長

〔参考〕新市の事務所の位置検討小委員会規程抜粋

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

〔参考〕新市の事務所の位置検討小委員会名簿

団体名	職名	氏名	備考
西条市	助役	石川 昭司	
	市議会議長	青木 五十司	
	学識経験者	塩崎 武司	
東予市	助役	近藤 経美	
	市議会議長	荃田 元近	
	学識経験者	渡邊 良一	
丹原町	助役	北野 英昭	
	町議会議長	岡田 初	
	学識経験者	越智 哲雄	
小松町	助役	戸田 健一	
	町議会議長	真鍋 行義	
	学識経験者	青野 久美	

〔参考〕 新市の事務所の位置検討小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「協議会」という。）から付託される新市の事務所の位置、建設の是非、事務所の事務の方式等に関する事項について、調査又は審議を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 規約第7条第1項第1号に規定する委員のうち4市町の助役
- (2) 規約第7条第1項第2号に規定する委員
- (3) 規約第7条第1項第4号に規定する委員のうち協議会の会長が指名する4市町それぞれ1名の委員

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集するものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により非公開とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴に関

する要綱」の規定を準用する。この場合において、「会長」は「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

第8条 第5条第4項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として3,500円を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、これを支給しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月7日から施行する。

3. 議事

(1) 報告事項 ①

新市の事務所の位置検討小委員会の役割について

平成14年10月7日の第1回法定合併協議会において、新市の事務所の位置については、「小委員会を設置して検討し、協議会で協議する」ことが確認されました。

地方自治法第4条第1項で地方公共団体は、条例で事務所の位置を定めることが義務付けられています。2市2町が新設合併をすることに伴い、それぞれが消滅し、それまでの市役所、町役場はなくなることとなるため、新市の発足までに、事務所の位置を決定する必要があります。

新市の事務所の位置検討小委員会は、同小委員会規程第2条の規程に基づき、合併協議会から付託された次の事項について調査又は審議を行います。

ア. 庁舎の建設の是非

イ. 新市の事務所の事務の方式

ウ. 新市の事務所の位置

(1) 報告事項 ②

事務所の事務の方式について

庁舎の配置の仕方には、住民サービス後退の回避、住民の感情への配慮や現有庁舎の活用という現実面も考慮し、大きく分けて、①本庁方式、②分庁方式、③総合支所方式の、3つの方式があります。

それぞれの方式にはメリット・デメリットがあるため、多角的な検討を行った上で、合併協議会にて基本の方針を決定しなければなりません。

事務所の事務の方式別比較表

方式	内容	メリット	デメリット		
本庁方式	合併市町の組織を一つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、窓口的な機能のみを持たせた支所、出張所とする。	<ul style="list-style-type: none"> 事務の効率化が図られる。 新市誕生の印象は強い。 	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎を建設する場合は、莫大な費用がかかる。 庁舎所在地以外の住民に対しては多少なりとも不便であるという印象を持たれる。 支所職員のモラルダウンが懸念される。 		
分庁方式	合併関係市町の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。 【分庁方式例：さぬき市】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">旧志度町 (本庁)</td> <td>本庁・議会 市長・助役 収入役・選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会・土地開発公社</td> </tr> </table>	旧志度町 (本庁)	本庁・議会 市長・助役 収入役・選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会・土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設利用のため、増築の必要は少なく、建設費は改装費程度で少なく済む。 	<ul style="list-style-type: none"> 各業務部門で窓口が分散するため住民に混乱を招く恐れがある。 各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要である。 管理上は非効率である。職員の融和が進みにくく、部門間の情報交換が疎になる。
旧志度町 (本庁)	本庁・議会 市長・助役 収入役・選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会・土地開発公社				

	旧長尾町 (支所)	保健福祉事 務所・支 所・教育分 室		
	旧津田町 (支所)	教育委員 会・支所		
	旧大川町 (支所)	水道局・支 所・教育分 室		
	旧寒川町 (支所)	市民病院・ CATV・ 支所・教育 分室		
総合 支所 方式	<p>管理部門や事務局部門を除き、従来の合併市町の庁舎における行政機能をそのまま残す。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や職員にとって最も現状に近く、円滑に移行できる。 ・ サービスが今までどおり、違和感なく提供できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が現在と同程度必要であり、合併による事務の効率化が期待できない。 ・ 職員の融和が図りにくい。 ・ 新市の一体化に欠け、新市になったという感覚は持ちにくい。

※参考：さぬき市の支所機能(総合支所方式)

総務課	総務係・地域振興係・収納係・届出係・登録係・証明係・交通防災係・税務係
福祉課	福祉係・国民年金係・国民健康保健係・医療費助成係・老人保健係・福祉医療係・健康係・介護保険係
業務管理課	環境衛生係・建設係・産業振興係・住宅管理係・生活廃水処理係・水道係

(1) 報告事項 ③

新市の事務所の位置検討に当たっての留意事項について

■新市の事務所の位置検討小委員会の検討留意事項

合併協議の原則は、住民サービスの「利便性」、「迅速性」や「多様性」などの実現にあると考えられます。特に、「事務所の位置」は住民の生活に密接に関わるものであります。地方自治法では、「事務所の位置を定め又は変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない。」(4条第2項)と規定されています。

また、住民が合併のデメリットであると考えたり、疑問に思っている次のことについて慎重に検討し、調整案を作成しなければなりません。

- ① 役場が遠くなって、今までより不便になりませんか。
- ② 住民の声が届きにくくなりませんか。
- ③ 中心部だけが良くなって、周辺部はさびれませんか。
- ④ 職員数は本当に減るんですか。

[参考]事務所の位置に関連する協議項目

下線箇所が関連項目

1 合併の方式	<u>1 2 条例・規則等の取扱い</u>
2 合併の期日	<u>1 3 組織及び機構の取扱い</u>
3 新市の名称	1 4 一部事務組合等の取扱い
<u>4 新市の事務所の位置</u>	1 5 使用料・手数料等の取扱い
5 財産の取扱い	1 6 公共的団体等の取扱い
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	1 7 補助金・交付金等の取扱い
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	1 8 町名・字名の取扱い
8 地方税の取扱い	1 9 慣行の取扱い
9 一般職の職員の身分の取扱い	<u>2 0 行政連絡機構等の取扱い</u>
1 0 地域審議会の取扱い	2 1 各種事務事業の取扱い
1 1 特別職の職員の身分の取扱い	<u>2 2 新市建設計画</u>

(2) 審議事項 ①

今後のスケジュールについて

回数	開催日	協議内容
第1回	平成14年11月22日	委員長・副委員長選任・今後のスケジュール
第2回	平成14年12月14日	2市2町の庁舎の現況・庁舎建設の是非
第3回	平成15年 1月 中旬	庁舎建設の是非
第4回	平成15年 2月 中旬	新市の事務所の方式
第5回	平成15年 3月 下旬	新市の事務所の方式・新市の事務所の位置
第6回	平成15年 5月 下旬	新市の事務所の位置
第7回	平成15年 6月 下旬	報告書作成

【参考】

協議会	新市建設計画 策定小委員会	新市名候補選定 小委員会	新市の事務所の 位置検討小委員会
平成14年10月7日			
	平成14年10月11日		
	平成14年10月26日 (コンサルタント選定)		
		平成14年11月4日	
	平成14年11月11日		
平成14年11月22日			平成14年11月22日
	平成14年11月28日 (タウンウォッチング)		
		平成14年11月29日	
			平成14年12月14日
平成14年12月27日			
	平成14年1月14日		
平成14年 1月31日			
	平成14年2月14日		
平成14年2月28日			
	平成14年3月14日		
平成14年 3月28日			

4. その他

(1) 第2回小委員会の開催日程について

日時:平成14年12月14日(土) 午後2時～
場所:西条市役所5階大会議室

参考資料

〔参考〕新市の事務所の位置に関する取扱い及びその理由

〔先例地事例〕

〔庁舎を建設するとしたケース〕

区 分	事務所の事務の取扱い	理 由
あきる野市 (平成7年9月1日、秋川市、五日市町の合併)	当面は分庁方式とし、将来新庁舎を建設する。 (現在は、旧秋川市役所を本庁(平成13年に、旧秋川市役所の位置に新庁舎を建設した。)とし、旧五日市町役場を出張所としている。)	① 分庁方式とした理由 ・新市発足には新庁舎建設が間に合わない。 ・それぞれの庁舎の有効活用を図る。 ・住民票等の住民窓口は残す。 ② 旧秋川市役所を本庁とした理由 ・新市の地理的中心ではないものの、人口増の状況等からみて旧秋川市役所の位置がいいと、新市長が判断したものの。 ・旧秋川市役所は老朽化が進んでおり、建て替えのための基金を積み立てていた。
北上市 (平成3年4月1日、北上市、和賀町、江釣子村の合併)	新市発足時は、旧北上市役所を本庁とし、旧和賀町役場をそれぞれ旧江釣子村の行政区画として、(当面の措置として、分庁方式とし、支所は廃止した。)併合後、新庁舎を建設することとしている。(時期は未定)	① 旧北上市役所を本庁とした理由 ・住民サービスに混乱を来さないため、急激には旧市町村の組織をいじらない。 ・庁舎も組織も最も大きかったため。 ② 旧町村に支所を設置した理由 ・住民の役場が遠くなるという不安をなくすため。 ③ 分庁方式とした理由 ・住民サービスに最大限の配慮をして、ほとんど全ての課と決裁権を支所に残したが、組織内部の指揮命令等に混乱を生じた。(住民票等の住民窓口は、分庁に残している。) ④ 新庁舎建設位置選定理由 ・新市の地理的中心であるため。 ・人口集積、公共施設配置状況から見て、中心であるため。
南宇和 合併協議会	事務所の位置は、合併当初は城辺町甲2、420番地とする。他、それぞれの役場の位置に支所を置くものとする。 新たに建設する庁舎については、合併後4年以内に5町村からの交通事情等に考慮し、住民の利用に最も利便な位置を選定し、建設・竣工とする。	

〔庁舎建設をしないケース〕

ア. 本庁方式

区 分	事務所の事務取扱い	理 由
ひたちなか市 (平成6年11月1日、勝田市、那珂湊市の合併)	旧勝田市役所を本庁とし、旧那珂湊市役所をその行政区域を所管する支所とした。	① 旧勝田市役所を本庁とした理由 ・位置的に新市の真ん中であるため。 ② 旧市に支所を設置した理由 ・窓口サービスが低下しないようにするため。 ・旧庁舎周辺の経済的な影響に配慮した。(職員数の急激な減をもたらさないように配慮)

<p>篠山市 (平成11年4月1日、旧西紀町、今市町、丹南町、丹波町、丹波町、丹波町、丹波町の合併)</p>	<p>旧篠山町役場を本庁とし、旧西紀町、今市町、丹南町、丹波町、丹波町、丹波町の行政区をそれぞれ所管する支所を置いた。</p>	<p>① 旧篠山町役場を本庁とした理由 <ul style="list-style-type: none"> ・新市域の中心に位置していること。 ・新市の人口が集積していること。 ・周辺地域に公共的機関が多くあること。 ・旧篠山町役場庁舎は比較的大きくて新しいこと。 ・周辺の施設を改良して庁舎別館として使用することが可能であること。 <p>② 旧市に支所を設置した理由 <ul style="list-style-type: none"> ・窓口サービスを低下させないため。 ・住民の役場が遠くなるという不安をなくすため。 </p> </p>
<p>周南市 平成15年4月21日 (徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町の合併)</p>	<p>合併時の事務所の位置を徳山市役所とする。 総合支所方式</p>	<p>参考《組織機構》 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。 総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁で処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。</p>
<p>宇和島市・吉田町・三間町・津島町 合併協議会</p>	<p>事務所の位置は、宇和島市曙1番地とする。</p>	
<p>内子町・五十崎町 合併協議会</p>	<p>事務所の位置は、五十崎町役場とする。</p>	<p>参考 ◎ 新町名は「内子町」事務所の位置は「五十崎町」という前提で合併協議が開始された。</p>
<p>東宇和・三瓶町 合併協議会</p>	<p>総合支所方式</p>	

イ. 分庁方式

区 分	事務所の事務取扱い	理 由
<p>西東京市 (平成13年1月21日、無会市、保谷市の合併)</p>	<p>旧田無市役所の場所とした。旧田無市役所を「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称し、都市整備部、教育委員会等を保谷庁舎に配置した。</p>	<p>① 分庁方式とした理由 <ul style="list-style-type: none"> ・両庁舎は、それぞれ築後18年、32年であり、建替え等は検討されていなかったため、現行庁舎を有効活用することとした。 ・両庁舎を同格として位置づけ、呼称を「田無庁舎」、「保谷庁舎」とした。(ただし、条例上の市役所の位置は「田無庁舎」) ・市民の日常生活に不安を来さぬよう両庁舎に市民部、福祉部の一般的な受付、相談窓口を配置する。 </p>
<p>さぬき市 平成14年4月1日 (志度町・長尾町・津田町・大川町・寒川町の合併)</p>	<p>総合支所方式 一部分庁方式 事務所の位置は当面、志度町役場を本庁とし、津田町に教育委員会、大川町に水道局、寒川町に情報政策部門(CATV)、長尾町に福祉事務所を配置する。</p>	<p>志度町役場は比較的大きくて新しいため。</p>
<p>東かがわ市 平成15年4月1日 (白鳥町・大内町・引田町の合併)</p>	<p>当面の間、分庁方式 事務所の位置は当面、白鳥町湊字水入1847番地1とする。新庁舎は、建設するとすれば白鳥町湊又は白鳥町内とする。</p>	

参考資料

〔参考〕組織及び機構に関する先例地事例

団 体	内 容
<p>「周南市」 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会</p>	<p>新市における組織及び機構の調整方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に務め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>1 総括方針</p> <p>① 新市移行後も住民サービスの低下を来たさないように十分配慮した組織機構</p> <p>② 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構</p> <p>③ 市民の声を適正に反映することができる組織機構</p> <p>④ 簡素で効率的な組織機構</p> <p>⑤ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構</p> <p>⑥ 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織機構</p> <p>⑦ 地方分権に柔軟に対応できる組織機構</p> <p>⑧ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構</p> <p>2 個別整備方針</p> <p>① 新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては3市2町の現有庁舎を有効活用する。</p> <p>② 本庁が現在の3市2町のいずれかの事務所と決定された場合、その組織機構を改編し本庁組織とし、それ以外の4箇所の事務所の位置に、現行組織から管理機能の一部を除いた組織を総合支所として設置する。</p> <p>③ 本庁は、市全体にかかる政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域外の市域に関する事務を所掌する。 総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、新市建設計画に予定されている地域別整備方針の実現を任務とする。</p> <p>④ 合併前の3市2町の支所、出張所、出先機関は現行のまま存続する。</p>
<p>東宇和・三瓶町 合併協議会</p>	<p>1 新市の組織及び機構は、現在の明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の庁舎を有効活用したものとする。</p> <p>(1) 新市の事務所の位置が現在の5町の事務所の何れかに決定された場合、他の4町の事務所の位置には、現在の町の区域を所管し、現行組織から管理機能の一部を除いた組織を、総合支所として合併時に設置する。</p> <p>(2) 現在の支所、出張所及びその他の出先機関等は、合併後も現行のまま存続する。</p> <p>2 新市の組織及び機構は、「新市における行政組織及び機構の調整方針」に基づき整備する。</p> <p>3 新市の組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p> <p>【新市における行政組織及び機構の整備方針】 合併時における組織及び機構は、次の事項を基本として整備するものとする。ただし、合併後は常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>1 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 2 市民の声を適正に反映することができる組織・機構 3 緊急時に即応できる組織・機構 4 簡素で効率的な組織・機構 5 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 6 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
東かがわ市	<ul style="list-style-type: none"> 1 当面3町の役場庁舎は分庁舎として有効活用するとともに、現引田町役場庁舎及び現大内町役場庁舎には、それぞれの行政区域を所管する支所を置く。 2 現白鳥町五名支所及び現白鳥町福栄支所は、それぞれ出張所とする。 3 事務機構及び組織は、効率的で住民にわかりやすく、利用しやすいものとし、本庁及び支所に総合窓口を設ける。 4 附属機関は、3町ともに置かれているものについては統合し2町又は1町のみにな置かれているものについては実情を考慮し整備する。 5 事務の執行体制については、地方分権時代における行政課題に迅速かつ的確に対応するため、グループ制を導入する。
さぬき市	<ul style="list-style-type: none"> 1 現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。 2 新市の組織・機構については「新市における行政組織・機構の調整方針」に基づき整備する。 3 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。